

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの  
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。



## 目次

- 棚卸資産開示の目的
- 適用範囲、移行措置及び発効日
- 当 ASU 提案の主要規定
- 付録—回答者に対する質問

# FASB が棚卸資産開示に対する更新を提案

ジョー・ディレオ (Joe DiLeo) 及び ケイシー・ドラン (Kaycee Dolan) (Deloitte & Touche LLP)

2017年1月10日、FASB は、[ASU 提案](#)<sup>1</sup>を発行した。これは、棚卸資産に関連した特定の開示規定を修正又は除去し、また、新規定を設定することになる。当 ASU 提案に対するコメント期限は、2017年3月13日である。

当提案は、「各事業体の財務諸表利用者にとって最も重要である情報を明確に伝達する」ことにより、財務諸表開示の有効性を、報告事業体が改善することを支援することが目的とされている、[開示フレームワーク・プロジェクト](#)の一環である。

2014年3月に、FASB は、財務報告に係る概念フレームワークに関する[概念意見書提案](#)<sup>2</sup>を発行した。当審議会はその後、棚卸資産、法人所得税、公正価値測定、並びに確定給付年金及びその他の退職後給付制度に関連した財務報告開示の有効性を検討することにより、その提案におけるガイダンスを検証することを決定した。当 ASU 提案は、棚卸資産に係る当概念意見書提案に係るガイダンスの適用の帰結である。

<sup>1</sup> FASB Proposed Accounting Standards Update, *Disclosure Framework — Changes to the Disclosure Requirements for Inventory*.

<sup>2</sup> FASB Proposed Concepts Statement, *Conceptual Framework for Financial Reporting — Chapter 8: Notes to Financial Statements*.



### 編集者注

また、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として、FASB は、法人所得税、確定給付年金及びその他の退職後制度、並びに公正価値測定に関連した開示規定を改訂するガイダンスを、2016年7月、2016年1月、及び2015年12月に提案した。更なる情報については、[2016年7月29日](#)、[2016年1月28日](#)及び[2015年12月8日付 Heads Up](#) ニュースレターを参照のこと。

### 棚卸資産開示の目的

当 ASU 提案は、ASC330<sup>3</sup>における棚卸資産開示の目的<sup>4</sup>は、将来キャッシュ・フローが、どのように以下項目により影響される可能性があるかを、財務諸表利用者が評価することを支援する、情報を彼らに提供することにある、と言及している。

- ・ 異なる種類の棚卸資産。
- ・ 棚卸資産残高を測定する異なる方法の利用。
- ・ 事業体の通常のビジネスの過程外での取引、事象及び状況。

### 適用範囲、移行措置及び発効日

当 ASU 提案は、全ての事業体に関して、ASC330 による棚卸資産開示のみに影響を与えることになる(すなわち、当提案は、売上原価に関連した開示には影響を与えない)。当ガイダンスは、将来に向かって適用され、当審議会は、当提案に対する利害関係者からのフィードバックを検討後、発効日及び早期適用を認めるか否かを決定する予定である。



### 編集者注

2017年1月12日に、当審議会は、関心を有する利害関係者と、当改訂提案並びに全体的開示フレームワーク・プロジェクト及び関連提案を議論するため、2017年3月17日に、公開円卓会議を開催する予定であることを表明した。

### 当 ASU 提案の主要規定

#### 重要性

当 ASU 提案は、事業体は、当該開示の重要性が低い場合には、棚卸資産開示を提供することは要求されないことになると言及しており、また、その判定実施に係るガイダンスに関して、事業体は、ASC235-10-50-7 から 50-9 を参照するよう言及している。

#### 棚卸資産変動の開示

当審議会は、棚卸資産変動の開示に関するいくつかのアプローチを検討した。これには、(1)表形式による棚卸資産残高の詳細な増減表、(2)通常のビジネス過程における、棚卸資産の購入、製造及び販売に起因しない、重要な残高の変動の開示、及び(3)事業体の棚卸資産の重要性に応じた、双方の方法を結合した複合アプローチが含まれる。当審議会は、増減及び複合アプローチは、事業体が導入するに当たり、あまりにコストが高く、かつ困難となる可能性が最も高いであろうと信じるため、当 ASU 提案は、全ての事業体が、通常のビジネス過程における棚卸資産の購入、製造及び販売以外の取引又は事象により生じる棚卸資産の重要な変動を開示することを要求することになる。

<sup>3</sup>会計基準編纂書リファレンスのタイトルについては、デロイトの「FASB会計基準編纂書におけるトピック及びサブトピックのタイトル」参照のこと。

<sup>4</sup>当 ASU 提案における ASC330-10-50-1B を参照のこと。

当該変動の例には、以下が含まれる。

- 「棚卸資産の事後測定若しくは縮小、損傷、又は破損により生じる典型的損失、並びにそれらの損失を引き起こした事実及び状況の説明」。
- 「貸借対照表における再分類」。
- 「事業結合を通じて取得した棚卸資産」、又は「会社分割を通じて処分された」(棚卸資産)。
- 「原価を超えて又は販売価格で記帳された棚卸資産に関する未実現損益」。

当 ASU 提案はまた、ASC330-10-55-14 により要求される開示の例を含んでいる。

### 棚卸資産の構成

棚卸資産合計に加え、当 ASU 提案は、全ての事業体が、棚卸資産の主要な構成要素を開示することを要求することになる。換言すれば、事業体は、原材料、仕掛品、製品、及び貯蔵品 (supplies) 等の棚卸資産の構成を開示することになる。当 ASU 提案による改訂では、事業体はまた、(1)「棚卸資産として資産化するコストの種類」の定性的説明の提供、並びに(2)棚卸資産測定に使用した基礎、及び各基礎により記帳された金額(の提供)が要求されることになる。

さらに、後入先出 (LIFO) 法により棚卸資産を記帳している事業体は、LIFO 引当金 (LIFO reserve) を棚卸資産の構成要素に配分することが実務的に不可能であると結論付ける場合には、当該規定から除外されることになる。すなわち、事業体は、他のコスト基礎により、—例えば先入先出 (FIFO)—当該棚卸資産の構成要素を開示し、当該金額を、期末時点の LIFO 引当金合計額と共に、LIFO による棚卸資産合計額と調整することが認められる。

### LIFO コスト・フロー仮定により報告される棚卸資産

上述の実務的例外の追加を別とすれば、当 ASU 提案は、SEC 登録者が、現在提供することが要求されている、LIFO 関連開示を成文化することにある。加えて、1984 年 AICPA イシュー・ペーパー (Issues Paper) における提言を基礎とした他の事業体が財務諸表における類似開示を含めている、と当提案の BC49 項は言及している<sup>5</sup>。結果として、当審議会は、LIFO 法を適用する全ての事業体は、(1)報告される棚卸資産金額を超過する取替コスト (replacement cost) 又は現在コスト (current cost) の超過分、及び(2)事業体の LIFO による棚卸資産の一部の流動化 (liquidation) の純利益への影響を開示することを要求する、ASC330-10-50-13 を追加することを提案している。



#### 編集者注

当 ASU 提案の結論の背景において、FASB は、当ガイダンス適用に対するコストは、最小限であるべきとの見解を示した。これは、LIFO により棚卸資産を報告している多くの事業体は、既に提案された開示を提供している可能性が高いためである。

### 小売棚卸法により報告される棚卸資産

当審議会は、小売棚卸法 (Retail Inventory Method : RIM) により報告している事業体に関して、いくつかの代替的開示規定を検討した。これには、(1)RIM 計算の特定構成要素の定量的開示の要求、(2)RIM 計算の全構成要素の開示要求、及び(3)RIM 特有の開示を要求しない、が含まれる。各表示年次期間に関して、事業体が、RIM 計算により測定される棚卸資産の部分に使用された、「重要な仮定に関する定性的及び定量的情報」の開示を要求することを、最終的には当審議会は提案した。当 ASU 提案はまた、ASC330-10-55-15 から 55-17 における開示例を含んでいる。

<sup>5</sup> AICPA Issues Paper, *Identification and Discussion of Certain Financial Accounting and Reporting Issues Concerning LIFO Inventories*.



## その他の棚卸資産開示

棚卸資産測定に当たり、標準原価を使用する事業体に関しては、当 ASU 提案は、標準原価と他の認識可能な棚卸資産測定基礎により算定された原価との間の関係を説明する規定を削除すべく、ASC330-10-30-12 を更新することになる。標準原価が、合理的な間隔で更新される限り、改訂後の標準原価は、FIFO 又は平均原価等、他の受諾可能な棚卸資産測定基礎に近似するであろうことから、この開示は冗長であるとみなされた。

## 公開ビジネス事業体に関するセグメント開示

公開ビジネス事業体に関しては、当 ASU 提案は、報告セグメントごとの棚卸資産開示、並びに ASC280-10-55-53 及び 55-54 における関連設例を追加すべく、ASC280-10-50-25 を改訂することになる。具体的には、棚卸資産残高が、(1)最高経営意思決定者(CODM)がレビューしているセグメント資産の決定、又は(2)CODM が定常的にレビューしている情報に含まれる場合には(当該残高が、セグメント資産の決定に含まれない場合であっても)、公開ビジネス事業体は、報告セグメントごとに、以下事項の開示が要求されることになる。

- 棚卸資産総額。
- 主要構成要素ごと(例えば、原材料、仕掛品、製品及び貯蔵品)の、棚卸資産の分解。

加えて、報告セグメントに配分されていない棚卸資産又は棚卸資産の主要構成要素は、未配分として分類されることとなる。

公開ビジネス事業体はまた、ASC280-10-50-25 における規準を充足する(すなわち、棚卸資産残高が、セグメント資産の決定、又は棚卸資産残高を含む CODM レビュー情報に含まれる)場合には、期中財務諸表における類似開示の提供が要求される。



### 編集者注

CODM によりレビューされている情報のみが、期中ベースでは開示が要求される。設例 4(ASC280-10-55-54 参照)に例証されているように、CODM が、セグメントごとに総額で棚卸資産をレビューしているが、セグメントごとに棚卸資産の各要素に関する情報を定常的にレビューしていない場合、事業体は、期中財務諸表において、セグメントごとに、棚卸資産総額のみ開示が要求されることになる。

## 付録—回答者に対する質問

当 ASU 提案に対する回答者への質問が、参照の便宜のために以下に再掲されている。

### 開示フレームワーク—棚卸資産に関する開示規定の変更

**質問 1:** この更新提案における改訂は、棚卸資産に関する、より有効で、意思決定に有用な情報をもたらすことになるか？ そうである理由又はそうでない理由を説明願いたい。

**質問 2:** 提案された開示規定は、実行可能かつ監査可能であるか？ そうではない場合、どの側面が、実行可能性又は監査可能性に懸念を引き起こすか、またその理由は？

**質問 3:** 提案された開示のいずれかが、大幅な追加コストを要求することになるか？ そうである場合、追加コストの性質及び範囲を説明願いたい。

**質問 4:** 330-10-50-7 項は、棚卸資産残高の特定の変動の開示を要求することを提案している。この規定は、十分に実行可能であるか？ そうである理由又はそうでない理由は？ 棚卸資産の増減表を含める要求は、大幅に大きなコストを要求することになるか？ そうである場合、追加コストの性質及び範囲を説明願いたい。増減表の情報上の便益は、追加コストを正当化するに十分であるか？ 大幅な追加コストを要求することなく、この情報を利用者に提供する他の方法は存在するか？ そうである場合、どのようなものか？

**質問 5:** 改訂提案は、トピック 280 におけるガイダンスの対象となる公開事業体のみにも適用され、280-10-50-25 及び 280-10-50-32 項における規定を除き、全ての事業体に適用されることになる。このガイダンスから、公開ビジネス事業体ではない事業体を除外することは適切であるか？ 公開ビジネス事業体以外の事業体に関して、修正が認められるべき他の開示は存在するか？

**質問 6:** 330-10-50-11 項は、事業体が、棚卸資産として資産化するコストの種類の定性的説明の開示を開示する規定を提案している。この規定は、利用者に有用な情報を提供することになるか？

**質問 7:** 330-10-50-12 項は、RIM を使用して棚卸資産を記帳する事業体に対して、その方法において使用される重要な仮定に関する定性的及び定量的情報の開示を提案している。この開示は、重要な会計上の見積もり及び重要な会計方針に関する現行ガイダンスに対して、追加的なものとなるか？ それは、実行可能であり、かつ利用者に有用な情報を提供するか？

**質問 8:** 概念意見書提案を基礎として、又はその他の理由により、トピック 330 により要求されるべきその他の開示は存在するか？ その理由を説明願いたい。

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、[US GAAP Plus](#) にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や *FASB Accounting Standards Codification™* のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.